

広野町の復興支援の拠点として ～広野町下浅見川仮設事務所～

【 福島県広野町下浅見川字桜田地区 】

名 称 : 広野町下浅見川地区仮設事務所
所 在 地 : 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字桜田40番地
種 別 : 仮設事務所
延床面積 : 184㎡
入 居 者 : 広野町復興支援組合、広野町商工会、南双葉青年会議所
区 画 数 : 3区画
建物構造 : 軽量鉄骨造 1階建て
事業開始 : 平成24年6月25日
完 成 : 平成24年8月20日
供用開始 : 平成24年8月24日

福島県広野町は、福島第一原子力発電所事故により町全域が緊急時避難準備区域に設定され、町民が避難した。区域の設定は平成23年9月に解除され、平成24年3月には役場機能を元の広野町役場に戻した。

広野町は、避難住民の帰町を促進させるべく、除染作業やインフラの復旧工事、被災した中小事業者の支援等早急に取り組むべき課題に対応するための拠点が必要として、中小機構に仮設事務所の整備を要望した。

この施設には、広野町の建設業、電気工事業等で設立した広野町復興支援組合及び広野町商工会、南双葉青年会議所が入居し、さまざまな復旧・復興活動、帰町に向けた支援活動を行っている。

